

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第30号

四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則
(四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部改正)

第1条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(毒物及び劇物取締法に関する事務)</p> <p>第13条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>法第18条</u>(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物販売業者からの報告の徴収及び店舗等への立入検査等に関すること。</p> <p>(6)から(18)まで (略)</p> <p>(健康増進法に関する事務)</p> <p>第20条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」</p>	<p>(毒物及び劇物取締法に関する事務)</p> <p>第13条 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号。以下この条において「法」という。)及び毒物及び劇物取締法施行令(昭和30年政令第261号。以下この条において「政令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) <u>法第17条第2項</u>(法第22条第4項及び第5項において準用する場合を含む。)の規定による毒物劇物販売業者からの報告の徴収及び店舗等への立入検査等に関すること。</p> <p>(6)から(18)まで (略)</p> <p>(健康増進法に関する事務)</p> <p>第20条 健康増進法(平成14年法律第103号。以下この条において「法」</p>

という。)に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 法29条第2項の規定による喫煙の中止又は退出の命令に関すること。

(7) 法第31条の規定による特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言に関すること。

(8) 法第32条の規定による特定施設等の管理権原者等に対する勧告、公表及び命令に関すること。

(9) 法第34条の規定による喫煙専用室設置施設等の管理権原者に対する勧告、公表及び命令に関すること。

(10) 法第36条の規定による喫煙目的室設置施設の管理権原者に対する勧告、公表及び命令に関すること。

(11) 法第38条第1項の規定による特定施設等の管理権原者等からの報告の徴収及び特定施設等への立入検査又は質問に関すること。

(12) 法第61条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等への立入検査及び収去に関すること。

(13) 法第66条第1項及び第2項の規定による誇大表示の禁止に係る勧告及び命令に関すること。

という。)に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで (略)

(6) 法第27条第1項の規定による特別用途食品の製造施設等への立入検査及び収去に関すること。

(7) 法第32条第1項及び第2項の規定による誇大表示の禁止に係る勧告及び命令に関すること。

(農林水産物及び食品の輸出の促進
に関する法律に関する事務)

第22条 農林水産物及び食品の輸出
の促進に関する法律(令和元年法律第
57号。以下この条において「法」と
いう。)に関する事務のうち、保健所
長に委任する事務は、次のとおりとす
る。

(1) 法第15条第2項の規定による
輸出証明書の発行に関すること。

(2) 法第16条第2項の規定による
適合区域の指定に関すること。

(3) 法第16条第3項から第5項ま
での規定による適合区域の確認、指
定取消、変更及び報告に関するこ
と。

(4) 法第17条第2項の規定による
適合施設の認定に関すること。

(5) 法第17条第4項から第6項(法
第38条第6項において準用する
場合を含む。)までの規定による確
認、改善要求、認定取消及び報告に
関すること。

(6) 法第38条第2項の規定による
報告の徴収、物件提出要求、立入調
査及び質問に関すること。

(7) 法第38条第5項の規定による
取消に関すること。

(覚醒剤取締法に関する事務)

第23条 覚醒剤取締法(昭和26年法
律第252号。以下この条において

<p><u>「法」という。）に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 法第30条の14第2項の規定</u> <u>による薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者からの調剤済み覚醒剤原料の破棄の届出の受理に関すること。</u></p> <p><u>(2) 法第30条の14第3項の規定</u> <u>による薬局開設者又は病院、診療所若しくは飼育動物診療施設の開設者からの譲り受けた覚醒剤原料に係る届出の受理に関すること。</u></p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第24条</u> 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)第5条の規定により職務代理者を設置したときは、<u>第2条から第23条</u>までの規定は、適用しない。</p>	<p>(適用除外)</p> <p><u>第22条</u> 四日市市保健所処務規程(平成20年四日市市訓令第10号)第5条の規定により職務代理者を設置したときは、<u>第2条から第21条</u>までの規定は、適用しない。</p>
--	---

第2条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食品衛生法に関する事務)</p> <p>第7条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務</p>	<p>(食品衛生法に関する事務)</p> <p>第7条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務</p>

は、次のとおりとする。

(1) 法第 8 条第 2 項の規定による厚生労働大臣への報告に関すること。

(2) 法第 2 4 条の規定による食品衛生監視指導計画の策定、公表及び報告に関すること。

(3) (略)

(4) 法第 2 6 条第 1 項 (法第 6 2 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の検査命令に関すること。

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) 法第 5 9 条第 1 項及び第 2 項 (法第 6 2 条第 1 項において準用する場合を含む。) の規定による食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖に関すること。

(14) 法第 6 4 条第 2 項の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

(15) 法第 6 5 条の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

(16) (略)

は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 法第 2 6 条 (法第 6 2 条第 1 項及び第 3 項において準用する場合を含む。) の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の検査命令に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

第3条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(食品衛生法に関する事務)</p> <p>第7条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第25条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による規格が定められた食品、添加物、器具及び容器包装の検査に関すること。</p> <p>(4) <u>法第26条第1項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の検査命令に関すること。</p> <p>(5) <u>法第28条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による営業者等からの報告の徴収、営業の場所等への臨検検査及び食品等の収去に関すること。</p> <p>(6) <u>法第30条第2項(法第68条第1項及び第3項において準用する</u></p>	<p>(食品衛生法に関する事務)</p> <p>第7条 食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下この条において「法」という。)、<u>食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号。以下この条において「省令」という。)</u>に関する事務のうち、保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>法第25条第1項(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による規格が定められた食品、添加物、器具及び容器包装の検査に関すること。</p> <p>(4) <u>法第26条第1項(法第62条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定による食品、添加物、器具及び容器包装の検査命令に関すること。</p> <p>(5) <u>法第28条第1項(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)</u>の規定による営業者等からの報告の徴収、営業の場所等への臨検検査及び食品等の収去に関すること。</p> <p>(6) <u>法第30条第2項(法第62条第1項及び第3項において準用する</u></p>

場合を含む。)の規定による食品等の監視又は指導に関すること。

(7) 法第48条第8項(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生管理者の届出の受理に関すること。

(8) 法第55条(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可に関すること。

(9) 法第56条第2項(法第57条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(10) 法第57条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による営業の届出の受理に関すること。

(11) 法第58条(法第68条第1項において準用する場合を含む。)の規定による回収着手の届出の受理及び報告に関すること。

(12) 法第59条(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄処分及び必要な処置の命令に関すること。

(13) 法第60条第1項(法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し及び営業の禁止又は停止に関すること。

場合を含む。)の規定による食品等の監視又は指導に関すること。

(7) 法第48条第8項(法第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定による食品衛生管理者の届出の受理に関すること。

(8) 法第52条(法第62条第1項において準用する場合を含む。)の規定による営業の許可に関すること。

(9) 法第53条第2項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

(10) 法第54条(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による食品等の廃棄処分及び必要な処置の命令に関すること。

(11) 法第55条第1項(法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の取消し及び営業の禁止又は停止に関すること。

(14) 法第61条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による施設の設備改善の命令並びに許可の取消し及び営業の禁止又は停止に関すること。

(15) 法第64条第1項及び第2項（法第68条第1項において準用する場合を含む。）の規定による食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖に関すること。

(16) 法第70条第2項の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

(17) 法第71条の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

（食品表示法に関する事務）

第21条 食品表示法（平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。）、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この条において「政令」という。）に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで（略）

(6) 法第10条の2の規定による届

(12) 法第56条（法第62条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）の規定による施設の設備改善の命令並びに許可の取消し及び営業の禁止又は停止に関すること。

(13) 法第59条第1項及び第2項（法第62条第1項において準用する場合を含む。）の規定による食品等に起因して死亡した者等の死体の解剖に関すること。

(14) 法第64条第2項の規定による食品衛生監視指導計画の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

(15) 法第65条の規定による施策の実施状況の公表及び住民の意見の聴取に関すること。

(16) 省令第71条の規定による申請事項等の変更の届出の受理に関すること。

（食品表示法に関する事務）

第21条 食品表示法（平成25年法律第70号。以下この条において「法」という。）、食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令（平成27年政令第68号。以下この条において「政令」という。）に関する事務のうち保健所長に委任する事務は、次のとおりとする。

(1)から(5)まで（略）

<u>出の受理及び公表に関すること。</u>	
<u>(7)</u> (略)	<u>(6)</u> (略)
<u>(8)</u> (略)	<u>(7)</u> (略)
<u>(9)</u> (略)	<u>(8)</u> (略)
<u>(10)</u> (略)	<u>(9)</u> (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の規定 令和 2 年 6 月 1 日

(2) 第 3 条の規定 令和 3 年 6 月 1 日

(四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則の一部改正)

2 四日市市あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(平成 20 年四日市市規則第 33 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第 5 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 20 年四日市市規則第 32 号) <u>第 24 条</u>の規定により、同規則第 2 条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第 5 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 20 年四日市市規則第 32 号) <u>第 21 条</u>の規定により、同規則第 2 条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市歯科技工士法施行細則の一部改正)

3 四日市市歯科技工士法施行細則(平成 20 年四日市市規則第 34 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第6条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第24条</u>の規定により、同規則第4条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第6条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第21条</u>の規定により、同規則第4条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市柔道整復師法施行細則の一部改正)

- 4 四日市市柔道整復師法施行細則(平成20年四日市市規則第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第3条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第24条</u>の規定により、同規則第6条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第3条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第21条</u>の規定により、同規則第6条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市健康増進法施行細則の一部改正)

- 5 四日市市健康増進法施行細則(平成20年四日市市規則第60号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第6条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第6条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日</p>

改正後	改正前
<p>市市規則第 3 2 号) <u>第 2 4 条</u>の規定により、同規則第 2 0 条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>市市規則第 3 2 号) <u>第 2 1 条</u>の規定により、同規則第 2 0 条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市興行場法施行細則の一部改正)

6 四日市市興行場法施行細則(平成 2 0 年四日市市規則第 4 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第 5 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号) <u>第 2 4 条</u>の規定により、同規則第 8 条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第 5 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号) <u>第 2 1 条</u>の規定により、同規則第 8 条の規定を適用しないときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市公衆浴場法施行細則の一部改正)

7 四日市市公衆浴場法施行細則(平成 2 0 年四日市市規則第 4 3 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第 1 0 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号) <u>第 2 4 条</u>の規定により、同規則第 9 条の規定を適用しない</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第 1 0 条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成 2 0 年四日市市規則第 3 2 号) <u>第 2 1 条</u>の規定により、同規則第 9 条の規定を適用しない</p>

改正後	改正前
ときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。	ときは、この規則の様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

(四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正)

- 8 四日市市動物の愛護及び管理に関する法律施行細則（平成20年四日市市規則第44号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定により、同規則第11条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定により、同規則第11条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市クリーニング業法施行細則の一部改正)

- 9 四日市市クリーニング業法施行細則（平成20年四日市市規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定により、同規則第12条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定により、同規則第12条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式</p>

改正後	改正前
中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。	中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

(四日市市美容師法施行細則の一部改正)

10 四日市市美容師法施行細則(平成20年四日市市規則第47号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(読替規定) 第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第24条</u> の規定により、同規則第14条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。	(読替規定) 第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第21条</u> の規定により、同規則第14条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

(四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部改正)

11 四日市市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(平成20年四日市市規則第48号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(読替規定) 第5条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第24条</u> の規定により、同規則第16条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中	(読替規定) 第5条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則(平成20年四日市市規則第32号) <u>第21条</u> の規定により、同規則第16条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中

改正後	改正前
「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。	「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。

(四日市市理容師法施行細則の一部改正)

- 1 2 四日市市理容師法施行細則（平成20年四日市市規則第49号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定により、同規則第18条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定により、同規則第18条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市食品衛生法施行細則の一部改正)

- 1 3 四日市市食品衛生法施行細則（平成20年四日市市規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第14条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定により、同規則第7条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第14条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定により、同規則第7条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四</p>

改正後	改正前
日市市長」とする。	日市市長」とする。

(四日市市ふぐの取扱いに関する規則の一部改正)

1 4 四日市市ふぐの取扱いに関する規則（平成20年四日市市規則第38号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定を適用するときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第10条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定を適用するときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

(四日市市露店営業等に関する規則の一部改正)

1 5 四日市市露店営業等に関する規則（平成20年四日市市規則第39号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(読替規定)</p> <p>第7条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第24条</u>の規定により、同規則第7条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>	<p>(読替規定)</p> <p>第7条 四日市市保健所長に対する事務の委任に関する規則（平成20年四日市市規則第32号）<u>第21条</u>の規定により、同規則第7条の規定を適用しないときは、この規則の本則中「保健所長」とあるのは「市長」と、様式中「四日市市保健所長」とあるのは「四日市市長」とする。</p>

